



## ◆◆関東地方整備局の動き◆◆

### 1. 国営アルプスあづみの公園全園開園記念式典を開催しました

国営アルプスあづみの公園事務所

3000m級の峰々が連なるアルプスのふもとに広がる安曇野地域に位置する国営アルプスあづみの公園は、平成16年の第1期開園後、大町・松川地区と堀金・穂高地区にて整備を進めており、今回、堀金・穂高地区「里山文化ゾーン」(約49ha)及び大町・松川地区「自然体験ゾーン」(約142ha)が新規開園し、全園開園しました。

平成28年6月18日(土)、長野県、大町市、安曇野市、松川村並びに関係各団体の協力により、国営アルプスあづみの公園全園開園記念式典及び記念植樹を開催しました。

#### ◆全園開園記念式典

開催日時:平成28年6月18日(土) 9時30分～10時40分(予定)

開催場所:国営アルプスあづみの公園 大町・松川地区

休憩棟内レストラン

#### ◆記念植樹

開催日時:平成28年6月18日(土) 11時25分～12時00分(予定)

開催場所:国営アルプスあづみの公園 堀金・穂高地区

「里山文化ゾーン」管理棟前

詳しくは、関東地方整備局ホームページ及び事務所ホームページをご覧ください。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/azumino\\_0000024.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/azumino_0000024.html)

<http://www.ktr.mlit.go.jp/azumino/news/index.html> (あづみの公園事務所HP)

## 2. 「アニバーサリープロジェクト」始動！ ～地域を守る治水施設の“生い立ち”を振り返ります～

関東地方整備局  
河川部

国土交通省では、完成から一定期間経過した治水施設について、地域の方々と、その生い立ちを振り返り、果たしてきた役割や地域の水害・土砂災害リスクについて再認識していただき、「アニバーサリープロジェクト」を推進していきます。

関東地方整備局では、首都圏外郭放水路(埼玉県・10周年)、五十里ダム(栃木県・60周年)、川俣ダム(栃木県・50周年)、稲又第三砂防堰堤(山梨県・15周年)、菌原ダム(群馬県・50周年)、宮ヶ瀬ダム(神奈川県・15周年)、二瀬ダム(埼玉県・55周年)にて、記念見学会を開催し、地域を守る治水施設の“生い立ち”を振り返ります。

各施設における行事内容については、本文資料(PDF)別添の「アニバーサリープロジェクト行動計画」をご覧ください。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/index.html>

実施内容については、詳細が決まり次第お知らせします。

全国の治水施設のアニバーサリープロジェクトについては、国土交通省ホームページをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/river/annipro/index.html>

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river\\_00000261.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000261.html)

## 3. ～既存の道路空間再配分により幅の広い自転車道が完成～ 国道16号相模原市富士見地区の自転車道の一部が開通します

相武国道事務所

「相模原駅周辺自転車通行環境整備モデル地区」(※)に指定されたエリア内の主要道路において、道路管理者が神奈川県警察と連携して自転車道などの自転車通行環境整備を進めて参りました。※警察庁及び国土交通省により平成20年1月17日に指定

平成26年11月から相武国道事務所が整備を進めてきました国道16号相模原市中央区富士見地区の自転車道(延長L=1.2キロメートルのうち、今回L=0.38キロメートル)が平成28年6月23日(木)12時に開通します。

今回の整備区間では、既存の道路空間を再配分することにより、上下線に自転車道を設置

しています。また、幅も3メートルと広いことから、双方向の通行が可能となっています。このような自転車道は首都圏では当該地区のみです。

(お願い)

自転車道の通行に際し、供用済み区間も含め、道路標識や路面標示などの交通ルールを守り、安全運転での通行をお願いします。

■相武国道事務所のホームページ、ツイッターでも道路情報が確認出来ます。

ホームページ：<http://www.ktr.mlit.go.jp/sobu/>

公式ツイッター：[https://twitter.com/mlit\\_sobu](https://twitter.com/mlit_sobu)

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/sobu\\_00000179.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/sobu_00000179.html)

#### 4. 国道357号東京湾岸道路(本牧地区)の開通1ヶ月後の交通状況をお知らせします。 ～バスの走行性が向上しました～

横浜国道事務所

平成28年3月27日(日)に開通した東京湾岸道路(本牧地区)(横浜市中区本牧ふ頭～錦町)の開通後の交通状況をお知らせします。

<<開通区間へ交通転換が拡大>>

・開通区間の交通量は、開通直後から約3割増加。

約11,400台/日(開通直後)⇒約14,800台/日(開通1ヶ月後)

・開通区間に並行する市道の交通量は、開通直後の約3割減少から更に減少し、約4割減少。

約24,900台/日(開通前)⇒約16,800台/日(開通直後)⇒約16,100台/日(開通1ヶ月後)

・市道同様に開通区間に並行する本牧通りは、開通前から約1割減少。

約20,600台/日(開通前)⇒約19,000台/日(開通1ヶ月後)

<<バス路線の走行性向上>>

・バス経路の通勤時間帯の交通量は、約2割減少。

11 系統と多くのバス路線となっている本牧通りの朝 7 時台の交通量

約 1,300 台/時(開通前)⇒約 1,000 台/時(開通 1 ヶ月後)

・また、通勤時間帯(朝 7 時から 9 時)の平均旅行速度が約 2 割向上。

22 キロメートル/時(開通前)⇒27 キロメートル/時(開通後)。

・市営のバス事業者からは、「交通量が減少し、運行しやすくなった」との声を聞きました。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/yokohama\\_00000352.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/yokohama_00000352.html)

## 5. ～水がピンチ！節水にご協力を～ 節水への協力を広く呼びかけます

関東地方整備局

利根川水系では、平成 28 年 6 月 16 日(木)9 時より、10 パーセントの取水制限を実施しています。

関東地方整備局では、節水への協力を広く呼びかけるため、様々な広報活動を実施します。

ー主な取り組みー

○河川・道路の情報表示板での呼びかけ

○事務所庁舎や「バスタ新宿」などに横断幕や懸垂幕の掲示

○河川・道路のパトロールカーへのステッカー貼付

○「ホームページ」や「公式 Facebook」での呼びかけ、PR

関東地方整備局ホームページ：<http://www.ktr.mlit.go.jp/>

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river\\_00000268.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000268.html)

<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/bousai/index00000008.html> (利根川の濁水に関する特設ページ)

## 6. 平成28年度関東地方整備局事業概要について

関東地方整備局

平成28年度関東地方整備局事業概要を公表しました。

関東地方整備局は、関東地方の現状や特性を踏まえ、以下の取り組みを重点的に進めます。

I 自然災害への対応

II インフラの老朽化対策

III 地方創生・成長戦略の具体化

河川、道路、港湾、国営公園、官庁営繕、空港の分野における個別の事業についても紹介していますのでぜひご活用ください。(QRコードにも対応しています)。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/soshiki/soshiki00000091.pdf>

## ◆◆国土交通本省の動き◆◆

### 1. 交差点の標識に観光地名称を表示します！

～観光地へのわかりやすい案内に向けて～

国土交通省道路局では、昨年12月より、観光立国や地方創生の実現に向け、交差点名標識（交差点において、地点名を表示する標識）に観光地の名称を表示する標識の改善の取組を推進しています。

この度、新たに改善に取り組む対象箇所案がまとまりましたので、お知らせします。

#### 取組のポイント

[1] 新たに改善に取り組む対象箇所案（計31箇所）において、身近な観光地の名称を交差点名標識に表示する改善を行います。

[2] 対象箇所や表示する観光地の名称は、地域の皆様のご意向をお聞きし、観光関係者、都道府県公安委員会と連携しつつ、道路標識適正化委員会注）で決定していきます。

（注）各都道府県に設置され、関係する道路管理者が参画し、標識等の表示内容等を検討する委員会

[3] 今後も、引き続き、地域の皆様のご意向をお聞きしつつ、対象箇所を増やしていきます。また、道路利用者や観光関係者の皆様にご参照いただくため、ウェブサイトにおいて改善済みの対象箇所の広報をしております。

<交差点名標識改善ウェブサイト>

<http://www.mlit.go.jp/road/sign/sign/kosaten.htm>

【別紙1】 新たに改善に取り組む対象箇所案

【別紙2】 対象箇所・改善方法・改善イメージ

【別紙3】 （参考）先行して改善に取り組む対象箇所の改善状況

添付資料

[記者発表資料](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_000698.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000698.html)

## 2. 「平成 27 年度国土交通白書」の閣議配布について

### 我が国の経済成長を支える国土交通行政の展開 ～生産性革命をもたらす戦略的なインフラマネジメント～

「平成 27 年度国土交通白書」が 6 月 10 日の閣議で配布、公表されましたので、お知らせいたします。

#### 【概要】

○平成 27 年度国土交通白書は、第 I 部（テーマ部）、追部、第 II 分という構成になっています。

#### 第 I 部：我が国の経済成長を支える国土交通行政の展開

##### ～生産性革命をもたらす戦略的なインフラマネジメント～

- ・インフラ整備が我が国の経済成長をもたらした歴史を考察するとともに、人口減少下で経済成長を実現するためには生産性の向上がカギという観点から、生産性革命をもたらす戦略的なインフラマネジメントの重要性について記述。

#### 追 部：平成 28 年(2016 年)熊本地震への対応

- ・広い範囲に甚大な被害をもたらした熊本地震について、発災後約 1 ヶ月の国土交通省の取組みを記述。（平成 28 年度の事象であり、「追部」として記述。

#### 第 II 部：国土交通行政の動向

- ・平成 27 年度の国土交通行政の各分野の動向を政策課題ごとに記述。

※国土交通白書は、毎年度、国土交通省の所掌全般に関する年次報告として作成し、閣議配布しているものです。

#### 資料

資料 1 [平成 27 年度国土交通白書の概要](#)

資料 2 [平成 27 年度国土交通白書](#)

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo08\\_hh\\_000106.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo08_hh_000106.html)

### 3. 宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の創設に係る通知を発出

本年3月30日に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において、観光立国の推進に寄与する宿泊施設の整備促進に向けた取組として盛り込まれていた、宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の創設について、本日付けで地方公共団体あてに通知を発出します。

#### <通知の概要>

##### ○活用を想定している都市計画制度

高度利用型地区計画、再開発等促進区、高度利用地区、特定街区

##### ○容積率緩和のパターン

- ・誘導すべき区域を事前に定めて面的に緩和
- ・個々のプロジェクト単位で緩和

##### ○容積率緩和の考え方

- ・基本的な考え方（宿泊施設部分の割合に応じた緩和）  
（例）指定容積率の1.5倍以下、かつ、+300%を上限に容積率を緩和
- ・公共貢献による緩和と併せて行う場合の考え方  
（例）公共施設整備等の公共貢献による緩和後の容積率の1.5倍以下、かつ、+300%を上限に容積率を緩和

##### ○留意事項

- ・地方都市も含めた全国において、新築のみならず増改築・用途変更も含めて、大規模なものから小規模なものまで多様な宿泊施設の供給に対応
- ・高さ制限や駐車場附置義務などについて、柔軟に対応

##### ○相談窓口

- ・各地方整備局等において、本制度の運用に関する相談窓口を設置

#### 添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07\\_hh\\_000097.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07_hh_000097.html)

#### 4. 「港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「港湾法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定

「港湾法の一部を改正する法律」の施行期日を平成 28 年 7 月 1 日とする「港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び、[1]無利子貸付制度の対象となる旅客施設の用途及び当該旅客施設に附帯して無利子貸付制度の対象となる港湾施設を定めるとともに、[2]瀬戸内海において緊急確保航路の区域の指定等を行うための「港湾法施行令の一部を改正する政令」が、6 月 21 日、閣議決定されました。

##### I. 背景

第 190 回国会において、無利子貸付制度の対象となる港湾施設への一定の旅客施設等の追加、港湾協力団体の指定制度の創設等を内容とする「港湾法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 45 号。以下「改正法」という。）が成立し、平成 28 年 5 月 20 日に公布されました。このため、改正法の施行期日を定めるとともに、港湾法施行令（昭和 26 年政令第 4 号）の一部を改正します。

また、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（平成 27 年 3 月 30 日 中央防災会議幹事会決定）」において、瀬戸内海における港湾が南海トラフ地震時の海上輸送拠点として指定されたこと等を踏まえ、災害時において緊急輸送の用に供する船舶の交通を確保するため、瀬戸内海において緊急確保航路の区域を指定する必要があることから、港湾法施行令の一部を改正します。

##### II. 概要

###### （1）港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

改正法の施行期日を平成 28 年 7 月 1 日とします。

###### （2）港湾法施行令の一部を改正する政令

- [1]無利子貸付制度の対象となる旅客施設の用途を、本邦と本邦以外の地域の港との間の航路に就航する船舶に係る旅客の利用とします。
- [2]当該旅客施設に附帯して無利子貸付制度の対象となる港湾施設を、当該旅客施設の機能を確保するための駐車場等及び当該旅客施設の周辺を整備するための緑地等とします。
- [3]港湾協力団体に対し、その業務の実施に必要な情報の提供等を地方整備局長等も行うことができることとします。
- [4]港湾法施行令別表第五を改正し、南海トラフ地震等の非常災害時における船舶の交通を確保するため、瀬戸内海において緊急確保航路の区域を指定します。

### Ⅲ. スケジュール

閣議：平成 28 年 6 月 21 日（火）

公布：平成 28 年 6 月 24 日（金）

施行：平成 28 年 7 月 1 日（金）

#### 添付資料

[報道発表資料](#)（PDF 形式）

[【期日令】要綱](#)（PDF 形式）

[【期日令】本文・理由](#)（PDF 形式）

[【期日令】参照条文](#)（PDF 形式）

[【期日令】法律要綱](#)（PDF 形式）

[【本体】要綱](#)（PDF 形式）

[【本体】本文・理由](#)（PDF 形式）

[【本体】新旧](#)（PDF 形式）

[【本体】参照条文](#)（PDF 形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/port01\\_hh\\_000176.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/port01_hh_000176.html)

◆◆地域の動き◆◆

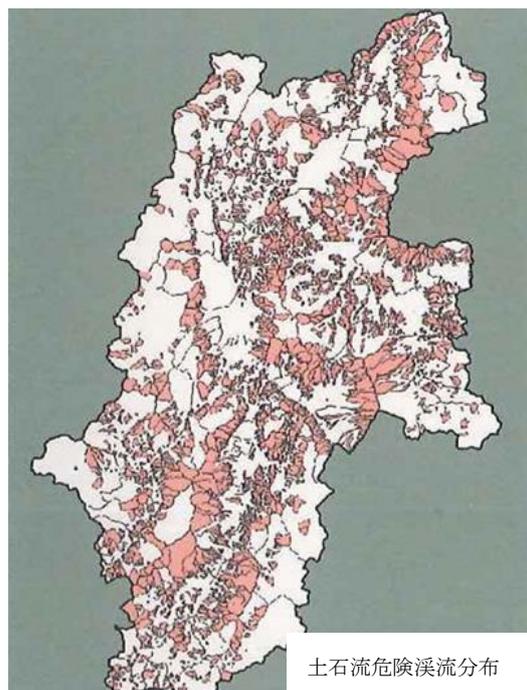
■県内の土砂災害啓発活動について

長野県建設部砂防課

1 はじめに

本県は日本の屋根と呼ばれるアルプスの山を抱え、雄大な山脈と豊富な清流、四季折々の美しい豊かな自然に恵まれた環境にあります。しかしながら地形は急峻で、糸魚川～静岡構造線、中央構造線の2つの大きな断層が走り、火山噴出物や第3期層などの脆弱な地質が広く分布しています。

このため、本県は土砂災害の発生の恐れがある土石流危険渓流・地すべり危険箇所・急傾斜地崩壊危険箇所が極めて多く、県民が安全・安心して暮らせる地域づくりに向けた、砂防・地すべり・崖崩れ対策の事業を進めてきました。



土石流により被災した砂防河川（南木曾町 梨子沢）



地震により発生した地すべり被害（小谷村 八方岩）

しかしながら、平成 26 年度に相次いで発生した土砂災害では、一層のハード対策の推進とともに、災害発生時に円滑な避難行動がとれるよう支援する減災の取り組み「ソフト対策」を進めることが重要な課題と改めて認識させられました。

これらの状況を踏まえて本県で実施しているソフト対策についての活動を紹介させていただきます。

- ① ハザードマップ指導者養成講座
- ② 歴史的建造物の草刈り（薬師沢）
- ③ 長野県砂防ボランティアの活動

## ① ハザードマップ指導者養成講座

長野県強靱化計画に基づき、土砂災害に対する手作りハザードマップ作成支援をスタートしました。当県として初めて全ての市町村にお声をかけて、防災研究の第一人者で「釜石の奇跡」<sup>※1</sup>でも著名な群馬大学の片田敏孝教授を講師としてお招きし、6月9日に長野市生涯学習センターにおいて市町村や自主防災組織リーダーの方々向けの講座「いま求められる地域防災のあり方～住民と自治体とが協働して作り上げる地域防災～」を開催しました。

※1 釜石の奇跡：片田教授が長年にわたり防災教育に携わった岩手県釜石市立の小・中学校では、東日本大震災において児童・生徒のほぼ全員が無事に避難しました。



ハザードマップ指導者養成講座の様子（片田 敏孝教授）

## ② 歴史的建造物の草刈り（薬師沢）

薬師沢には地域の生活基盤を守るために明治19年に石張水路工が整備されています。平成21年1月には国の登録文化財として登録され、管理用道路等の整備も行いながら、引き続き「砂防惣代」<sup>※2</sup>を中心とした地元の皆さんにより維持管理活動が続けられています。

ここ数年は地域の皆様に加え、砂防ボランティア、協力企業、小川中学校、小川村役場等の皆様が参加し協働で実施していただいております、大変大きな成果を得ているところです。本年度は3回予定されており、第1回目は6月16日に100名以上が参加し実施されました。

※2 砂防惣代：明治18年に部落や家屋や土地を<<地すべり>>から守るために創設された制度。以前は役所との交渉、砂防工事の監督、負担金や人夫提供の調整をしており、現在は地域の家屋や土地の変状をまとめて県へ報告したり、維持管理作業をしています。



薬師沢での草刈り状況（惣代、ボランティア、地域住民、地元中学生等 160 名以上参加）

### ③ 長野県砂防ボランティアの活動

長野県砂防ボランティアは、土砂災害から県民の生命や財産を守るため、平成 8 年に設立されました。土砂災害防止に係わるボランティア活動を行い、これにより県民の福祉に寄与することを目的とする団体です。

平成 26 年 7 月 9 日の台風 8 号に伴う豪雨により木曾郡南木曾町梨子沢で土石流が発生した際にも、県からの応援要請に対し国土交通省が調査を実施した箇所を除く 23 溪流において 12 日に緊急点検を実施しました。さらに、平成 26 年 11 月 22 日には長野県北部を震源とする地震が発生し、県からの応援要請により翌 23 日から 28 日までの 6 日間に県と合同で約 900 箇所にも及ぶ土砂災害危険箇所点検を実施しました。

上記の災害時には当該団体が実施した調査の結果は、二次的な土砂災害危険箇所の早期把握や応急対応及び市町村の警戒避難、復旧作業の検討等に役立てられました。災害時における活動は、平成 28 年 6 月 21 日に開かれた土砂災害防止「全国の集い」において国土交通大臣から表彰されました。



現地事務所との危険箇所合同パトロール



南木曾町梨子沢周辺溪流の緊急点検



長野県北部の地震後の砂防堰堤の緊急点検



土砂災害防止功労者表彰式の様子